

住民税の申告と所得税の確定申告が始まります

2月17日(月)から3月16日(月)まで

住民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在、伯耆町に居住している人は、原則として住民税の申告が必要です。

また、非課税(所得)証明が必要な場合や国民健康保険に加入されている場合などは、申告が必要です。



住民税の申告が不要な人

① 令和元年年分所得税の確定申告書を出した人

② 令和元年年中の収入が給与所得のみの人

ただし、勤務先から伯耆町に「給与支払報告書」が提出されていない場合は、申告が必要です(提出状況を勤務先へ確認してください)。

③ 令和元年年中の収入が公的年金のみの人

※【注意】②または③に該当する人で、扶養控除や医療費控除などの控除内容に変更・追加がある人は、申告が必要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

所得税の確定申告が必要な人は、確定申告を行ってください(役場でも相談を受け付けます)。

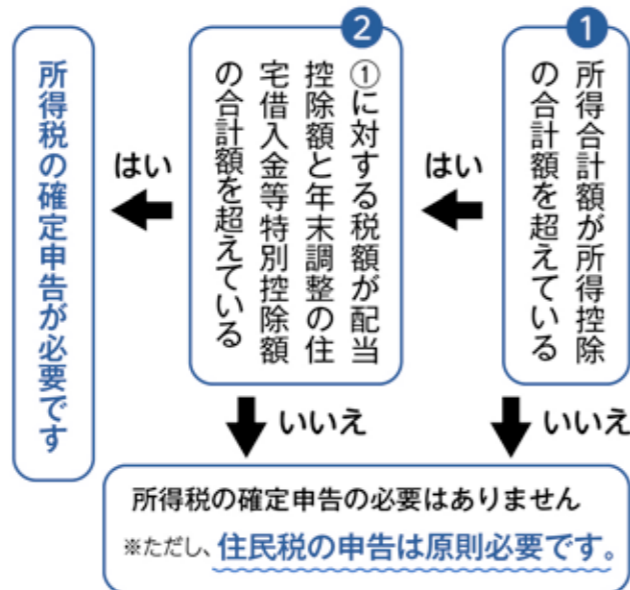
給与所得がある人

- ① 給与の収入額が2千万円を超える人
- ② 1か所から給与を受けている人で、給与以外の所得額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受けている人で、年末調整されなかった給与の収入額と給与以外の所得額の合計が20万円を超える人
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料などの支払いを受けた人
- ⑤ 年末調整で扶養控除の誤り(控除対象としていた扶養親族の所得額が38万円を超えてしまった場合)などがあった人
- ⑥ 医療費控除などを追加して所得税の還付を受ける人

公的年金収入がある人

- ① 公的年金の収入額が400万円を超える人
- ② 公的年金以外の所得が20万円を超える人
- ③ 医療費控除などを追加して所得税の還付を受ける人

その他、事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある人



農業所得の申告には「収支計算」が必要です

農業所得の申告には、収入金額から必要経費を差し引く収支計算が必要となります。申告相談を円滑に進めるため、申告までに収入や経費の仕訳・集計をお願いします。また、仕訳・集計用に「収支計算準備表」を役場本庁舎・分庁舎などで配付していますのでご利用ください。

注意 確定申告書には個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

平成28年分以降の申告書には、「マイナンバー(12ケタ)の記載」+「マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

●個人番号の記載

申告書には個人番号(マイナンバー)を記載する欄があり、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの個人番号の記載が必要です。

●本人確認書類の提示または写しの添付

個人番号を記載した申告書を提出する際には、申告者本人のマイナンバーカードまたは個人番号(通知)カードおよび運転免許証、健康保険証などの本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類の提示や写しの添付は不要です。

令和2年度住民税(町・県民税)の申告と令和元年年分所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります。これらの申告は、町・県民税額を決定するだけでなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などを算定する際の基礎となります。期限内に適正な申告をお願いします。

米子税務署からのお知らせ

令和元年年分所得税及び復興特別所得税確定申告相談会場の開設

受付期間 2月17日(月)～3月16日(月)
※土日祝日を除く

受付時間 9時～16時
※混雑状況により、16時以前に受付を終了する場合があります。

場 所 米子コンベンションセンター
※上記の期間にかかわらず、税務署には相談会場を設けていません。

スマートフォンから申告ができます

「個人番号(マイナンバー)カード」と「個人番号(マイナンバー)カード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、スマートフォンからe-Tax(電子申告)で確定申告書が送信できます。また、個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方も「ID・パスワード」(事前に税務署へ手続きが必要)があれば、スマートフォンから確定申告書が送信できます。

問い合わせ先 米子税務署 TEL:0859-32-4121

申告に必要なもの



- 印鑑 (認印可、スタンプ式は不可)
- 所得金額の計算に必要な書類 (一例)
 - 給与・公的年金の源泉徴収票 ● 事業・農業・不動産などの帳簿類 ● 報酬の支払調書 など
- 所得控除の計算に必要な書類 (一例)
 - 社会保険料 (健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など) の領収書など支払金額がわかる書類
 - 医療費の領収書 ※あらかじめ受診者、医療機関ごとに仕分・集計してきてください。
 - 保険会社が発行する生命保険料、地震保険料などの控除証明書
 - 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
 - 寄附金の領収書、証明書 など
- 【還付申告される人】還付金振込先の口座番号などがわかるもの (本人名義)
- 【税務署から確定申告書または「確定申告のお知らせはがき」が届いている人】税務署から送付された確定申告書、はがき
- 申告する本人のマイナンバー (個人番号) カード
 - ※マイナンバー (個人番号) カードをお持ちでない人は、**個人番号通知カード**および**本人確認書類** (運転免許証、健康保険証、身体障害者手帳、パスポートなど) をお持ちください。

役場の申告会場で所得税の確定申告をされる人へ

伯耆町では、昨年の申告相談から**所得税の確定申告**の内容を税務署へ電子データで送る方法を導入しています。

この方法により、従来行っていた**所得税の確定申告書**および**源泉徴収票**や各種**証明書**などの関係書類 (一部の書類を除く) の提出を省略することができ、また**所得税の還付時期**が早くなるなど、納税者の利便性の向上を図ることができます。

この方法を導入するにあたり、税務署へ申告データを送るため、納税者ごとに**「利用者識別番号」**の登録が必要となります。利用者識別番号の登録は申告相談当日でもできますが、受付が大変混雑しますので、事前登録にご協力をお願いします。

【利用者識別番号の登録申込】

住民課または分庁総合窓口課に置いてある「利用者識別番号登録申込書」に必要事項を記入し提出してください。 ※利用者識別番号の登録手続きは役場が行います。

※既に利用者識別番号を取得している人は、新たに番号を取得する必要はありません。
 ※役場に申込書を提出する方法のほか、国税庁のホームページからも利用者識別番号の登録ができます。申告相談にお越しの際は、利用者識別番号をご提示ください。

国税庁 利用者識別番号登録ページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>

問い合わせ先 住民課 税務室 TEL:0859-68-3114

役場の申告相談のご案内

とき・ところ

- 溝口公民館2階
2月17日(月)～2月27日(木)
- 農村環境改善センター1階
2月28日(金)～3月16日(月)
- ※土日は、2月22日(土)午前と3月8日(日)のみ実施します



受付時間

- 午前の部
8時30分～10時 (相談開始は9時～)
- 午後の部
8時30分～15時 (相談開始は13時30分～)
- ※2月22日(土)、27日(木)は午前のみ

相談日程

集落ごとに相談日を設けています。都合の悪い人は**予備日**にお越しください。

3														2										月					
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	日
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	曜
予備日(全地域対象)	お休み	お休み	予備日(全地域対象)	スカイタウン大殿、岩屋谷、小野、小町	坂長	殿河内、田園町、みどり	大寺、こしが丘	予備日(全地域対象)	お休み	駅前、吉長、遠藤、遠藤団地、リバータウン	岸本、押口、伯耆ニュータウン	上細見、立岩、木戸口、吉定	丸山、小林、藍野、ペンション	番原、真野、大原(おおはら)、須村	お休み	お休み	林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サン団地	富江、末鎌、福永、添谷 ※午前のみ	岩立、樹水高原、アイノピア、遊久の郷、大内、籠原、栃原、大瀧、大坂、大倉、大原(おおはら)	大江、長山、妙見寺、貴住、上野、大平原、金屋谷	お休み	お休み	予備日(溝口地域対象) ※午前のみ	中祖、古市、父原、荘一、荘二、荘三	上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根雨原、宇代	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川	福岡区、焼杉、三部一区、三部二区、佳住住宅	間地、二部区、東畑池、西畑池	集
農村環境改善センター														溝口公民館										会					